

子育て世帯などの住まいとしての空家の流通を 促進する新たな取組を始めます！

「第2期横浜市空家等対策計画」に基づく取組として、子育て世帯や若年夫婦世帯等の住まいとしての空家の流通を促進するため、「空家の改修等補助金（子育て住まい型）」を新たに始めます。（令和3年4月9日開始）

1 「空家の改修等補助金（子育て住まい型）」の概要

(1) 対象者（いずれかに該当する方）

- ア 市外から転入、又は世帯分離により市内から転居する子育て世帯・若年夫婦世帯等
- イ アの世帯に限定して空家を貸し出す方

(2) 対象建築物（全てに該当する建築物）

- ア 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
- イ 申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの
- ウ 建築基準法に違反していない、特定空家等として認定されていないもの
- エ 耐震性があるもの（耐震性がない場合は、本補助等を利用し、耐震改修工事を行うもの）

(3) 対象経費と金額

	対象経費	金額
A	子育てや家事の効率化等に資する改修工事	経費の合計の1/2(上限100万円)
B	Aとあわせて行う耐震改修工事	経費の合計の1/2(上限100万円)

(4) 想定件数

3件（予算額に達した時点で、受付を終了いたします。）

2 補助の詳細と申請先

申請にあたっては、他にも要件があります。詳しくは以下ホームページをご覧ください。

<URL> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

<申請先> 横浜市建築局住宅政策課 横浜市中区本町6-50-10市庁舎24階 電話:045-671-4121

「空家の流通・活用マニュアル」をリニューアルしました！

本市の空家等対策として、空家の流通・活用に関する制度をまとめた「空家の流通・活用マニュアル～地域活用の手引き～」を作成しています。空家の流通・活用事例や、他の支援制度も掲載していますので、ぜひホームページ等からご覧ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4121